

令和6年3月6日
国 税 庁

令和6年能登半島地震に伴う税務署の業務について
(令和6年3月6日8時30分現在)

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震の影響のため、金沢国税局管内の輪島税務署(石川県)は、1月4日(木)から引き続き閉庁しておりますが^(※)、別紙のとおり、2月16日(金)から能登空港ターミナルの奥能登行政センターにおいて、ご相談を受けるための窓口を設置しております。

臨時のご相談窓口であり、対応できる業務が限定されますので、納税者の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、石川県・富山県に納税地を有する方は自動的に、それ以外の地域に納税地を有する方であっても申請により申告等の期限の延長を受けることができるなど、各種税制上の措置がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

※ 本日(3月6日(水))、輪島税務署の敷地内に仮設プレハブ等を設置し、申告書等の收受、納税証明書の発行、一般的な相談対応等を受け付けるための臨時窓口(事前予約不要)を開設いたしました。

【開庁時間】 平日8時30分～17時 (ご相談受付時間: 平日10時～15時)

【所在地】 〒928-8501 石川県輪島市河井町15部90の16

なお、確定申告の相談をご希望の方におかれましては、確定申告会場「奥能登行政センター1F」又は電話相談センターをご利用いただきますようお願いいたします。

輪島税務署管内における相談窓口の設置について

輪島税務署管内においてご相談を受けるための窓口を、次のとおり設置しております。

【設置場所】

奥能登行政センター 1 F

○ 住所

石川県輪島市三井町洲衛10-11-1

○ 施設名

能登空港ターミナル 1 F 奥能登行政センター 入口奥（旅券窓口近く）

【設置期間】

令和6年2月16日（金）から（終了時期未定）

【業務時間】

平日午前10時から午後3時（土・日・祝日は執務を行っておりません。）

【業務概要】

- 申告書、申請書、届出書などの收受
- 確定申告書などの申告に必要な書類及び国税に関するリーフレットの配付
- 国税に関する申告・納付相談 など

【留意事項】

- 臨時窓口の混雑緩和のため、ご相談をお受けするためには、ご相談ができる時間帯が指定された「入場整理券」が必要となります。
- 入場整理券は、国税庁のLINE公式アカウントを通じてオンライン事前発行で取得できるほか、奥能登行政センター 1 F の入り口で当日配付も行います。
- 入場整理券の配付状況によっては、後日のご相談をお願いする場合があります。
- 当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。
- 申告書などの提出、書類の受取には、入場整理券は必要ありません。

所得税等の確定申告のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
所得税等に関し、次の税制上の措置があります。

申告・納付等の期限延長

石川県・富山県に納税地を有する方は
確定**申告・納付期限**が
自動的に**延長**されています。
申告・納付などは、
被災の状況が落ち着いてから
お手続きください。
※延長期限は、決定次第お知らせします。

所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により、
住宅や家財などに損害を受けた場合
確定申告において
所得税等の軽減又は免除を
受けられる場合があります。
令和5年分又は令和6年分のいずれか
の年分を**選択**して受けることができます。

事業用資産の災害損失

能登半島地震により、
棚卸資産、事業用資産等に
損失が生じた場合
選択により、損失額を
令和5年分の事業所得の
必要経費に算入することができます。

【ご用意いただく書類など】

- ①被害を受けた
資産、取得時期、取得金額の分かるもの
- ②被害を受けた
資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
- ③被害を受けたことにより受け取る
保険金等の金額が分かるもの
- ④市町から交付された「り災証明書」
- ⑤令和5年分の
所得金額や所得控除額の分かる書類
(源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)

※被災などにより書類などのご用意が難しい方は、税務署にご相談ください。

輪島税務署について

現在、輪島税務署の敷地内に**仮設プレハブ等**を設置し、申告書等の收受、納税証明書の発行、一般的な相談対応等を受け付けるための臨時窓口を開設しております。

なお、**奥能登行政センター1F（能登空港ターミナルビル）**に臨時の相談窓口を設けております（詳細については、国税庁ホームページにてお知らせしております。）。

電話によるご相談は、次の問合せ先でお受けしております。

被災の状況が落ち着いてから、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズです。
大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先：輪島税務署 (0768-22-2241)
：国税相談専用ダイヤル (0570-00-5901)

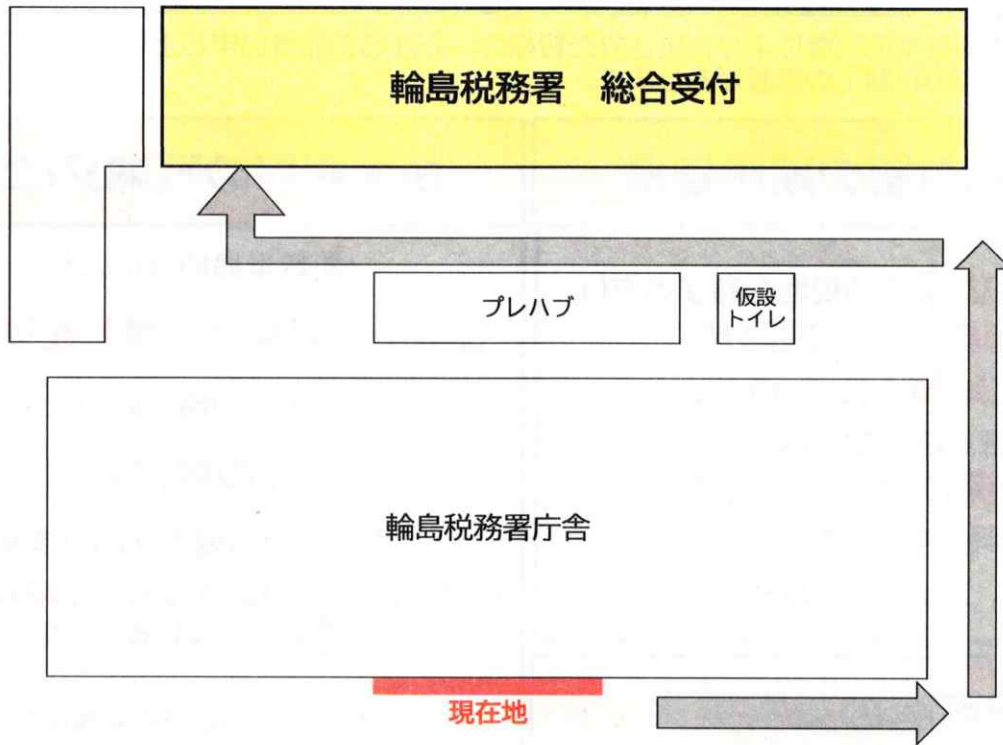
自動応答音声 flowed 後、
「0」番を選択してください。

お手続きのサポートのご案内

- ◆ 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)
国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。
また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況をお知らせしています。



◆輪島税務署 総合受付《輪島市河井町15部90の16》



◆奥能登行政センター（能登空港ターミナルビル）1階 《輪島市三井町洲衛10-11-1》

